

令和9年度から定期検査報告書の提出手続きが紙での提出から電子手続に変わります

昇降機（エレベーターやエスカレーター等）の所有者の皆様におかれましては、建築基準法に基づき毎年1回所有する昇降機の定期検査を行い、その結果に基づき定期検査報告書を作成し所管する特定行政庁（区役所や市役所）に提出していただいております。

実際の検査の実施と報告書の作成は皆様が委託した検査会社が行い、皆様の手元には提出された証拠として提出先の特定行政庁の受付印が押印された「定期検査報告書の副本」と「検査済証（シール）」が検査会社を通じて返送されています。

これまで定期検査報告書は紙で作成され、特定行政庁への提出も郵送等の方法で行われてきましたが、国（国土交通省）の「令和7年度から電子手続きによる方式を開始するように」との方針に基づき、私ども特定行政庁では令和7年4月から電子手続による提出の受付を開始しています。

令和7年4月以降都内の各検査会社に対する電子提出の説明会を順次開催し、令和8年2月までに都内で定期検査報告書の作成を受託しているほぼすべての検査会社に対する説明会を終了しました。

各検査会社においても、所有者の皆様との間の事務手続（提出する報告書の事前確認等）について、紙の報告書の郵送による方法からメール等の電子手続に切り替えていこうとする取り組みが始まっています。

それらもふまえ1年後の令和9年4月からは、定期検査報告書の私ども特定行政庁への提出については原則電子手続によるものといたします。

提出方法が電子となっても、特定行政庁の受付印が押印された「定期検査報告書の副本」と「検査済証（シール）」については、これまでと同じように検査会社を通じて所有者の皆様へ返送いたします。

電子化に伴って、各特定行政庁（区役所や市役所）と皆様が委託した検査会社との間の事務処理においては定期検査報告書自体が電子化されるので、皆様へ返送される副本も従来の紙の形以外に電子文書（PDF形式）の形で検査会社から受け取ることも可能となります。それらについては定期検査を委託される検査会社とご相談ください。なお「検査済証（シール）」については従来と同じ紙でお送りします。

具体的な事務手続等については、所有者の皆様が検査を委託されている各検査会社に対して私ども特定行政庁から別途通知いたしますので所有者の皆様へ作業や追加の費用負担などをお願いすることはありません。

昇降機の設置台数の増加に伴い定期検査報告書の件数も増加を続けており、事務処理の効率化と迅速化が、特定行政庁のみならず皆様が検査を委託している検査会社においても喫緊の課題となっております。

つきましては、皆様が検査を委託されている検査会社との事務手続を含め、昇降機の定期検査報告書の提出手続の電子化について、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

お問合せ先

一般社団法人東京都昇降機安全協議会	03-6304-2225				
文京区	都市計画部 建築指導課	03-5803-1265	板橋区	都市整備部 建築指導課	03-3579-2577
墨田区	都市計画部 建築指導課	03-5608-1242	江戸川区	都市開発部 建築指導課	03-5662-0749
大田区	まちづくり推進部 建築審査課	03-5744-1391	武蔵野市	都市整備部 建築指導課	0422-60-1877
世田谷区	防災街づくり担当部 建築安全課	03-6432-7180	調布市	都市整備部 建築指導課	042-481-7517
渋谷区	都市整備部 建築課	03-3463-2742	港区	街づくり支援部 建築課 【令和8年度より開始】	03-3578-2301
北区	まちづくり部 建築課	03-3908-9184	台東区	都市づくり部 建築課 【令和8年度より開始】	03-5246-1336
荒川区	防災都市づくり部 建築指導課	03-3802-4385	目黒区	都市整備部 建築課 【令和8年度より開始】	03-5722-9068
杉並区	都市整備部 建築課	03-3312-2111	内線	3352	